

会報

# 明石のぼうさい

編集発行/明石防火協会(明石市消防局予防課内)  
〒673-0044 明石市藤江924番地の8  
TEL(078)918-5272 FAX(078)918-5983  
ホームページアドレス: <http://www.akashi-bouka.jp/>



## 令和二年 明石市消防出初式



一月十二日(日)午前十時から市役所周辺で明石市消防出初式が挙行されました。

昨年同様に、明石市立市民会館大ホールにて、表彰授与式、市長式辞、消防長誓いのことば、来賓式辞、消防団長挨拶、万歳三唱と続き、式典は終了しました。また、式典と並行して、指揮先行車、はしご車を含む八台を展示しました。

その後、消防局・消防団の車両五十五台を先頭に、消防吏員、消防団員、自衛消防隊員、婦人防火クラブ員、子ども消防隊員八百八十二名が入場行進を行いました。

曇り空ではありましたが、参加して頂いた六十六名の工場部会自



衛消防隊員は、大勢の観客の中、行進曲に合わせ堂々と行進し、泉市長による観閲を受けました。

最後に、駐車場二階にて、消防救助隊による救助訓練演技や三連はしご乗りの演技、消防署・消防団による一斉放水演習が行われました。

毎年恒例の一斉放水演習は、消防団の各分団からの代表班が日頃の成果として可搬式小型動力ポンプを使い駐車場から市役所屋上に向けて一斉放水すると、会場から拍手喝采を浴びていました。

なお、式典では、防火対象物の火災予防・保安管理に多大な成果を

挙げた事業所並びに永年にわたり火災予防に尽力し、その功労が顕著な事業所が表彰されました。  
〔表彰事業所は次のとおり〕

### 防火管理優良事業所

- 株式会社カネミツ
- 株式会社池内工務店
- 株式会社アイ・エフ・ケイ
- 関西建設工業株式会社明石本店
- 明石酒類醸造株式会社



### 工場・危険物部会 合同視察研修

工場部会と危険物部会の合同による視察研修が令和元年十一月一日(金)に実施されました。

碓武危険物部会長・二星工場部会長以下二十四名の部会員の方が公務多忙の中、参加されました。

今回の視察研修先は、神戸市東灘区にある神戸製鋼所神戸製鉄所です。

当施設は、昭和三十四年に第一高炉に火入れして長年一貫して鋼材生産を続けていましたが、平成二十九年に最後の第三高炉を休止し、以後、線材と棒鋼を生産するとともに、高炉跡に、発電所を建設し現在(株)コベルコパワー神戸として、営業を開始しております。

今回、線材工場と発電所視察をさせていただきました。線材工場では、加古川製鉄所で精錬された鋼材が、加熱炉で高温にされ線材圧延加工過程にて次々に圧延される様は、熱気と圧巻の迫力を感じました。

発電所では、タービン建屋内及び屋上にて、施設の概要と特に環境への配慮について詳しい説明を受けました。

また、神戸製鉄所における災害対応について、昨年の風水害を受けての神戸製鉄所の現状の取り組みについて

説明がありました。それについて、部会員からの質問に対して、丁寧な説明を受けました。  
今回の視察で、製鉄所も時代の流れを受け、その形態を変化させつつあることが、実感できたとともに、大規模工場の運営や安全管理について、興味を持って大変有意義な視察研修となりました。

### 明石特防・旅館ホテル 部会合同視察研修



ロームシアター京都  
ROHM Theatre Kyoto

特防部会と旅館ホテル部会の合同による視察研修が、令和二年二月十二日(水)に実施されました。  
この日は、二月とは思えない暖かい

日の中、柏木特防部会長、池田旅館ホテル部会長以下七名の部会員の方が公務多忙の中、参加されました。

今回の視察研修先は、京都市にある「ロームシアター京都」を見学させていただきました。

二千人を超える収容人員を誇る大ホールには昔の建物の外観イメージを替えずに建て替え、客席は四階まである広大な吹き抜けを有するホールでした。またサウスホールや商業施設が入る他の部分は建物を残したまま内部を全面改築し、トータルでは外観のイメージは全く変わらずに中は全てリニューアルされるといふ古都京都ならではのこだわりある作りで、最新設備を備えた施設には目を見張るものがありました。

防災面では、ホール自体が閉鎖しているときでも商業施設は開いている事や、独特な作りから連携を密にとり避難誘導に力を入れた訓練を繰り返し行うことによって、火災等の緊急時に対応できるようにしているとのことでした。

### 「危険物の規制に関する規制の一部を改正する省令」について

「危険物の規制に関する規制の一部を改正する省令」を令和元年十二月二十日に公布、令和二年二月一日に施行され、ガソリンを容器に詰め替えて販

売するときには、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成をおこなわなければならないこととなりました。

これは、令和元年七月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため施行されるものです。事業所で、ガソリンを購入される場合は、ご協力をお願いします。

### ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和2年2月1日施行 消防法で ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ①本人確認(運転免許証の提示など) ②使用目的の確認を行うとともに、販売記録を作成することが義務付けられています。

### ⚠ガソリンを取り扱うときの注意事項⚠

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

**！噴出注意！**  
★高圧の安全を確認  
★フタを開ける前に  
①エンジン停止  
②エア抜きをする  
★高圧の場所禁止

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします  
本改正に関する詳しい情報は <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

